

(仮称) 敦賀市栗野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

敦賀市では、令和2年度末に策定した敦賀市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において、老朽化した公立保育園を統廃合し、新たに幼保連携型認定こども園を設置することとしている。

この方針に基づき、敦賀市栗野地区においては、市立栗野保育園と市立櫛林保育園を統合し、新たに本市で初めてとなる公立の幼保連携型認定こども園を整備することとした。

また、この新たなこども園においては、医療的ケア児の受入れを予定しており、敦賀市立保育園における医療的ケア児受け入れに関するガイドラインに基づき、集団生活が可能な障がい児や医療的ケア児と周りの子ども達が共に育ち合う環境作りが求められている。

上記の状況を鑑み、当該施設の基本設計業務を委託するに当たり、優れた想像力と専門的かつ高度な知識、技術、経験等を有する者を選定することを目的として公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 業務名

（仮称）敦賀市栗野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「（仮称）敦賀市栗野地区認定こども園新築工事基本設計業務委託特記仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

(4) 提案上限額 13,488,200円（消費税及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

3 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 福井県内に主たる営業所を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度敦賀市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(4) 公告日から契約締結の日までの期間において、敦賀市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領に基づく指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。

- (6) 建築士法の規定に基づく建築士の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者が3名以上であること。
- (7) 過去15年間（平成22年度から令和6年度）に、日本国内において、延べ面積1,000㎡以上の認定こども園、幼稚園、認可保育所の新築に係る設計業務を元請として履行した実績があること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

4 業務実施上の条件

本業務に従事する技術者の必要条件は次のとおりとする。

- (1) 管理技術者を1名配置し、建築（総合）、建築（構造）、電気設備、機械設備を担当する主任技術者を配置すること。
- (2) 管理技術者及び建築（総合）主任技術者は建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者で、参加申請書類提出時点で継続して3か月以上の直接的な雇用関係にある者であること。
- (3) 管理技術者又は建築（総合）主任技術者は過去15年間（平成22年度から令和6年度）に、日本国内において、延べ面積1,000㎡以上の認定こども園、幼稚園、認可保育所の新築に係る設計業務を履行した実績があること。
- (4) 管理技術者は主任技術者を兼任していないこと。また、建築（総合）主任技術者は、他の分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 契約の履行の全部又は建築（総合）分野を再委託しないこと。
- (6) 本プロポーザル参加のために提出した書類記載した管理技術者、主任技術者は原則として変更できないものとする。

5 スケジュール

内容	期日	備考
公募開始	令和7年6月16日（月）	ホームページ
参加資格に関する質問書提出期限	令和7年6月20日（金）	電子メール
参加資格に関する質問書回答公表	令和7年6月26日（木）	ホームページ
参加申請書提出期限	令和7年7月2日（水）	持参又は郵便
参加資格審査結果通知	令和7年7月7日（月）	電子メール
企画提案に関する質問書提出期限	令和7年7月11日（金）	電子メール

企画提案に関する質問書回答公表	令和7年7月17日（木）	ホームページ
企画提案書提出期限	令和7年7月31日（木）	持参又は郵便
プレゼンテーション	令和7年8月上旬（予定）	敦賀市役所
選定結果通知	令和7年8月中旬（予定）	郵便
契約の締結	令和7年8月下旬（予定）	敦賀市役所

6 参加資格等に関する質問受付及び回答

本プロポーザルの参加資格、手続き全般等に質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

- (1) 提出様式 質問書【様式第8－1号】
- (2) 提出期限 令和7年6月20日（金）17時
- (3) 提出先 「16 担当課」に同じ。
- (4) 提出方法 質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。
電子メールの件名を「栗野地区認定こども園新築工事基本設計プロポーザル 参加資格等に関する質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をすること。電子メール以外での質問については回答しない。
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年6月26日（木）に、本市ホームページで公表するが、質問書の提出が無い場合は公表を実施しないこととする。
なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

7 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する者は、次に定める参加申請書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類【正本1部】
 - ア 参加申請書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 業務実績調書（様式第3号）
 - エ 配置予定技術者調書（様式第4号）
 - オ 協力事務所の名称等（様式第5号）
 - カ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- (2) 提出期限 令和7年7月2日（水）17時（必着）
- (3) 提出方法 「16 担当課」に持参又は郵送すること。
※持参の場合、受付は土、日を除く8時30分から17時15分まで行う。郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。
- (4) 参加資格審査結果の通知
参加申請書類を提出した者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、その結果を次のとおり通知する。
ア 参加申請書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

イ 通知日 令和7年7月7日（月）

8 企画提案に関する質問受付及び回答

本プロポーザルの参加資格を満たした者のうち、企画提案に関する質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

（１）提出様式 質問書【様式第8－2号】

（２）提出期限 令和7年7月11日（金）17時

（３）提出先 「16 担当課」に同じ。

（４）提出方法 質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。

電子メールの件名を「栗野地区認定こども園新築工事基本設計プロポーザル 企画提案に関する質問（事業者名）」とし、メール送信後に確認の電話をすること。電子メール以外での質問については回答しない。

（５）回答方法 質問に対する回答は、令和7年7月17日（木）に、本市ホームページで公表するが、質問書の提出が無い場合は公表を実施しないこととする。

なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書を補足・修正するものとして取り扱う。

9 企画提案書の提出

前項の参加資格要件を満たしているとして通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

（１）提出書類【正本1部、副本7部】

ア 企画提案書鏡（様式第6－1号）

イ 業務の実施方針（様式第6－2号）

ウ 提案書（様式第6－3号）

エ 見積書（様式第7号）

（２）提出期限 令和7年7月31日（木）17時（必着）

（３）提出方法 「16 担当課」に持参又は郵送すること。

※持参の場合、受付は土、日、祝日を除く8時30分から17時15分まで行う。郵送の場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とする。

10 企画提案書等の作成要領

企画提案書鏡は、様式第6－1号を使用する。

業務の実施方針は、様式第6－2号（A4版片面縦型横書き）を使用して、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、概算工事費、建設コスト縮減に関する配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を簡潔に記載する。

提案書は次に示す3つのテーマについて様式第6－3号（A3版片面横型横書き）を使用して各テーマ1枚に記載すること。

【テーマ１】子どもが健やかに成長する教育・保育を提供できる認定こども園機能に関する考え方

【テーマ２】医療的ケア児の受入れにあたり、インクルーシブ保育の実現に向けた環境づくりに関する考え方

【テーマ３】環境に配慮するとともに、ライフサイクルコストの低減を図るための方策に関する考え方

※提案書作成上の注意事項

- ・提案は、基本的な考え方を簡潔な文章と文章を補完するための最小限のイラストやイメージスケッチ、表、図等により記載すること。
- ・具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
- ・文字は読みやすいように 12 ポイント以上の文字とすること。なお、図や表中の文字については、この限りでないが読みやすさに配慮すること。
- ・提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）は記載しないこと。

11 選定方法

本市が設置する審査委員会において、参加申請書類、企画提案書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容をもとに、別表の審査評価基準に基づき審査委員が点数評価し、審議のうえで優先交渉権者を選定する。ただし、最高得点となった者が、複数ある場合は審査委員で協議の上、選定する。なお、最高得点となった者が審査委員会の定める基準点に満たなかった場合は、契約候補者を選定せず、選定方法を見直した上で、再公募を行う。

（１）実施日 令和 7 年 8 月上旬（予定）

（２）会場 敦賀市役所

（３）内容

出席人数は責任者を含め 4 名以内とし、原則として、管理技術者もしくは、建築（総合）主任技術者がプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションは、提出した業務の実施方針（様式第 6－2 号）及び提案書（様式第 6－3 号）をもとに説明すること。提出期限後の資料の追加、訂正は認めない。なお、審査委員は審査委員会当日、提出された提案書類を各自保有する。

（４）時間配分

参加者ごとに 30 分以内とする。

ア プレゼンテーション（20 分）

イ 質疑応答（10 分）

（５）注意事項

ア 委員会当日、プロジェクター、スクリーン、電源コードは本市にて準備する。パソコン及びその他のものが説明に必要な場合は、参加者が用意すること。

イ 参加者による、会場内での録音・録画は禁止する。

ウ プレゼンテーションは非公開とする。

エ 進行は、本市の職員が行い、説明者はその指示に従いプレゼンテーション等を行うこととする。

12 選定結果の通知及び公表

選定結果は、各参加者に対して令和7年8月中旬（予定）に書面で通知するとともに、敦賀市ホームページで公表する。

※審査内容及び選定結果について、意義は一切認めない。

13 失格事項について

次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

この場合において、選定された優先交渉権者が失格となったときは、審査委員会による得点順位を繰り上げる。

- (1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項に不備があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の金額が提案上限額を超過した場合
- (6) その他審査委員会が不適格と認めた場合

14 契約の締結

契約の締結については、審査委員会において選定された優先交渉権者と提案書類等に記載された内容に基づき契約内容及び見積額に係る協議を行い（提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含む。）協議が整い次第、見積徴収を実施し地方自治法施行令第167条の2第2項に基づく随意契約の方法で委託契約を締結する。

本提案が採用されたことをもって、提案したすべての内容（金額・仕様等）について契約を保証するものではない。契約条項及び業務仕様は、選定された契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

辞退その他の理由により優先交渉権者と契約できない場合は、次点の契約候補者と契約の交渉を行う。

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルのために要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出後は、提出書類の差し替え等は一切認めない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、「敦賀市情報公開条例」（平成11年敦賀市条例第14号）に基づき、提出書類を公開するものとする。

- (5) 参加申請書類及び企画提案書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は全て提案事業者が負うものとする。
- (6) 参加申請書の提出後に本プロポーザルを辞退する場合は、辞退届(様式第9号)を提出すること。

16 担当課

敦賀市福祉保健部保育課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

T E L : 0770-22-8126 F A X : 0770-22-8168

E-mail : hoiku@ton21.ne.jp

(別表)

審 査 評 価 基 準

評価項目		評価基準	配点
設計事務所の能力		同種施設の設計業務実績 有資格者の在籍数	15点
配置技術者の能力		資格、設計業務実績、実務経験年数	15点
業務の実施方針		業務の理解度、取組意欲の高さ、積極性 業務への取組体制、役割分担の妥当性 概算工事費とコスト縮減策の実現性	15点
テーマ に対する 業務提案	テーマ 1	提案内容の 的確性（与条件との整合性が取れているか） 独創性（独自性、新規性のある提案となっているか） 実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）	15点
	テーマ 2		15点
	テーマ 3		15点
プレゼンテーション		説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。 質問に対する受け答えは適切であるか。	5点
見積額		見積額の妥当性、経済性	5点